

一般社団法人 がっこうヨガ推進委員会 入退会及び会員規約

理事会議決

2021年8月3日

(目的)

第1条 この規約（以下、「本規約」という。）は、一般社団法人がっこうヨガ推進委員会（以下、「本会」という。）定款第7条に定める本協会の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会)

第2条 本会の正会員になろうとする者は、所定入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 正会員が退会または会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合は、別紙様式1の入会申込書に再入会希望であることを明記して、理事長に申し込まなければならない。なお、未納の会費がある場合は、再入会申し込み時にそれを納入しなければならない。

3 正会員の入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

4 正会員の資格は、入会承認後、入会金及び年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の5月1日から会員資格が生ずるものとする。

第3条 本会の一般会員になろうとする者は、所定の入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 一般会員の資格は、入会が承認後、年会費を納入した日に発生する。ただし、その手続きが入会希望年度以前である場合は、入会希望年度の5月1日から会員資格が生ずるものとする。

第4条 当法人が受領した年会費などの払い戻しは行わないものとする。

2 途中入会・退会における月割日割の対応は行わないものとする。

(退会)

第5条 正会員又は一般会員が退会しようとするときは、氏名、登録番号、住所ならびに退会の期日を記載の上、その旨を書面により理事長に届け出なければならない。

2 退会に際し、未納の会費がある場合は、それを納付しなければならない。また、退会の期日にかかわらず、払い込んだ会費は返還しないものとする。

(年会費)

第6条 正会員・一般会員の年会費は、3,000円とし、当該年度の年会費とともに納入しなければならない。

(改廃)

第7条 本規約の改廃は、理事会の決議を経た後、理事長がこれを行う。

附則

1 この規程は、2021年8月3日から施行する。

一般社団法人 がっこうヨガ 推進委員会 委員会規約

理事会議決 2021年8月3日

(総則)

第1条 一般社団法人がっこうヨガ推進委員会（以下「本会」という）は、その運営のため、委員会を設置する。

(目的)

第2条 この規約は、委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第3条 委員会は、理事会の承認を得て、本会の業務を遂行する。

(委員及び委員会)

第4条 委員会は、学習委員会・広報委員会・放送委員会・図書委員会・中央委員会（理事会）の5つから構成される委員長1名、及び委員で構成し、任期は2年とし、後任者の就任をもって任期満了となる。ただし再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員の人数は、原則6名以内とする。

3 委員長候補は理事長が推薦する。なお、委員長の選任及び解任は理事会の承認を得なければならない。

4 委員候補は正会員の中から委員長が推薦する。なお、委員の選任及び解任は、理事会の承認を得なければならない。

5 委員会には、必要に応じ副委員長を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

6 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。ただし、副委員長が2名以上の場合は、委員長が予め指名した順序によるものとする。

8 委員長及び理事会から成る委員長会議を適時開催し、委員長は委員会の会議の経過を報告し、必要に応じて助言を受けるものとする。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、予め議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。なお、委任状その他の代理権を証する書面による代理行使はできない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の採決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員全員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

6 委員長は、常任理事会の承認を経て、適当と認める者に対して、参考人として会議の出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成し、本会事務

局において保管するものとする。

(提案・報告)

第7条 委員長は、委員会での審議結果を一定の期間内に文書をもって、原則として理事会を通して、理事会に提案・報告しなければならない。

(事務局との連絡)

第8条 委員会の事務を円滑に行うため、本会事務局と十分な連絡調整を図って行うものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会での審議を経て会長が行う。

附則

- 1 この規約の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規約は、2021年8月3日から施行する。